

項目	現 行	改 定 後	変更内容・規定趣旨等
10. 解約等 第 5 項	りそなパソコンサービス（アンサーSPC（VALUX））規定 （2024 年 2 月改定） (5) 本サービスが解約等により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理をする義務を負いません。	りそなパソコンサービス（アンサーSPC（VALUX））規定 （2027 年 1 月改定） (5) 契約者は処理が完了していない取引の依頼データの取消または必要な明細・結果データの取得を行ったうえで本サービスを解約するものとし、当社はその時まで処理が完了していない取引の依頼データの処理または未取得の明細・結果データの提供をする義務を負いません。	解約時の取扱いを明確化 未取得のデータの取扱いに関する規定を追加